

◆1番(下市香乃美君) 皆さんおはようございます。

6月議会、個人質問もきょうが最終日となりました。最終日のトップバッターを1番の下市香乃美が務めさせていただきます。会派はわかりましたが、1番の席であと2年間頑張っていきますので、どうぞよろしく願っています。

傍聴席の皆さん、早朝より市政に関心をお持ちいただきまして本当にありがとうございます。今議会は男女共同参画に関する条例案が提案されております。市民グループの方も本当に御熱心に御意見を伺いました。私も、やはりこの条例案の名前は「男女平等条例」または「男女平等基本条例」がいいのではないかと考えております。その理由は、やはり市民にわかりやすく市の目標を端的にあらわす言葉は、「男女平等」ではないかと考えているところですので、一言私見を申し述べさせていただきます。今回も盛りだくさんとなっておりますので、早速質問の方に入らせていただきたいと思います。

市長がおっしゃっています、「持続的発展が可能な「住みよいまち、住みたいまち」、その結果としての「人が増えるまち」を築いていこう」と、その目標に沿った市政運営となるよう、今回も市民の目線で質問をさせていただきます。

まず1番目、安心・安全なまちづくり。

「住みよいまち、住みたいまち」の基本は、何といたっても「安心して住めるまち」、「安全なまち」だと思います。

そこで何点か質問します。

まず最初に、身近な相談窓口について。

高齢社会にとっては、やっぱり「安心して住めるまち」の条件としては、何でも相談できる、よろず相談の気軽にできる、そういった相談場所が身近なところにあること、相談のできる人がいることだと常々私は申し上げております。私の2月議会での「あなたの窓口」についての質問に対して、市長の方から、「あなたの窓口」、名前をこうした背景には、単なる行政窓口じゃなくて、幅広く市民の方々の気持ちを受けとめることができるような姿勢でいこうという思いが入っています」という答弁をいただきました。私も市長の意見には大賛成であります。

市民の方々からも、「1次受付は重要であり、地域の身近な場所にいる職員が市民の相談を適切な場所に案内してほしい」という御意見をいただいております。その中で、市長の方からもお話がありました。市のホームページがより一層わかりやすくなること、必要な情報が載っていること、これも前提条件になってくると思います。

この4月から、市のホームページはリニューアルされました。しかし、まだ私の欲しい情報が載っていないことがあります。また、「組織別検索」という項で検索してみますと、何と23の部署のホームページは開きません。つまり、23の部署のホームページはないということになっているんです。このホームページは各課で対応するというので、業者に委託しないということはどうもいいことだと思うんです。そのためには、職員がホームページをつくれないういふふうだと思います。

また、市民の方々に直接接する職員には、市民の方々の気持ちを受けとめる意識があるかどうか、重要なポイントとなると思います。これらはやはり職員研修として行う必要があると思います。今年度の研修計画のどこにどのような内容で位置づけられていますか、お伺いいたします。

次に、市民サービス向上のためにはISO9001というものを取得する自治体があります。ISO9001とは、顧客の立場から供給者に対して要求される「品質システム」が具備すべき必要事項を20項目にまとめて作成された国際規格のことです。自治体では、これを行政に当てはめて、人づてで伝えていた業務手順を図などを使って文書にまとめ、そのとおりに作業すれば担当者が不在でも一定のサービスを提供できるようにしています。ISOの規格に合ったマニュアルを策定し、全職員が住民や業者など外部とかわる業務の手順書をつくり、例えば児童福祉手当を申請された場合、手順書を見れば処理や決裁の仕方、情報公開できる内容かどうかなどが、担当者以外でもわかるようになります。

その先進自治体、群馬県の太田市の導入の意義として、業務が市民に不透明、職員によって事務処理に差がある。納税者に対するサービス意識が欠落している等の役所の仕事への批判を、市役所は市内最大のサービス産業でなければならないという考えから、こうした批判を受けることなく、効率的で良質なサービスを低コストで提供するためにISO9001——品質システム——を導入したということです。

この導入の効果は、組織や職員の責任、権限、業務範囲が明確化すること。業務手順のマニュアル化により職員の流動的な活用が可能だということ。市民の苦情・要望に対する処理システムが構築されること。常に市民の視点で業務をとらえ、サービスの改善・効率化が図られるとしています。

もちろん、このISOを取得するにはお金がかかるんですね。そのことを含めて、導入効果を市民に見える形で提供しなければならないのです。品質システムの命であるISOに携わる職員は、常に意識し、活動を継続的にやることになるというメリットがあるということです。このISOなんですけれども、職員の意識改革には効果がありそうに思えます。御所見をお伺いいたします。

次に、防災対策についてお伺いします。

西日本は地震の活動期に入ったと言われています。95年の阪神・淡路大震災に続き、昨年10月には鳥取県西部地震、ことし3月には芸予地震と大きな被害を出す地震も続いております。また、98年の台風10号の被害も記憶に新しいところです。自然災害の比較的少ない岡山市であっても、防災対策は重要であり、安心・安全なまちづくりには欠かせないと思います。

中でも、市民の方々が担う地域防災が重要なポイントとなります。

6月は土砂災害防止月間ということで、「市民のひろば」6月号には「災害の備えは万全に」という特集記事も載っております。また、ちょうど今、6月22日までなんですけれども、地域のリーダーを養成するという目的で「防災まちづくり学校」の受講生を募集しています。この「防災まちづくり学校」には、講座とあわせて市総合防災訓練への参加や神戸市防災センターの視察などがあり、地域ですぐに役立つような内容と言えます。この「防災まちづくり学校」の受講生には地域に帰ってから、どのような活動を期待されているのでしょうか。また、その活動を支援する市の体制はありますか、お伺いします。

次は、地域防災拠点についてお尋ねします。

阪神・淡路大震災の後、「地震防災対策の強化に関する件」として、「地震災害発生の際に、国民

の生命及び身体を安全を確保し、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設の整備に係る事業の実施が極めて重要であり、地震防災対策を推進する上で不可欠なものと考えられる」という趣旨の決議がなされております。

これまでの実例から見ましても、地域の実情からしても、地域防災拠点の中心は学校施設と言えます。岡山市では、後楽館を除く小・中学校のすべてが避難所に指定されているところですが、昨年11月の総務局長の答弁によりますと、体育館の耐震診断はおととしてほぼ完了されているようです。その結果、耐震改修に必要な体育館は幾つあり、今後どのような順番で改修していく計画でしょうか、お尋ねします。

また、体育館だけではなく、地域の小・中学校の機能は、上手に使うと地域防災拠点として大いに力を発揮します。阪神・淡路大震災のときには神戸市の防災無線が使用不能となり、被害の情報を発信したのは神戸市のパソコンだったということです。

先日の本郷議員の質問に、市長から、下水道光ファイバは、災害時の情報提供や情報交換の重要な役割を担うという答弁もありました。現在、岡山市の各小・中学校のパソコン配備率は100%です。地域防災拠点である学校のパソコンネットワークを使い、安否情報や生活情報も提供できると思います。今後、早急に防災対策として対象に入れていただきたいと思っております。

また、学校給食の調理場も炊き出し施設に指定されています。阪神・淡路大震災のときには、文部省は兵庫県及び県下の市町の教育委員会に対し、学校給食用施設等を活用した炊き出しの実施を要請し、周辺の66市町で約60万食の炊き出しが行われたということです。また、避難所になった学校でも、1週間ほどでプロパンガスが届けられると、避難所の中にいた調理師を中心に給食室での自主調理が開始されています。昨年10月の鳥取県西部地震のときも、給食施設などで炊き出しを行っています。北海道の有珠山の噴火のときにも、住民に、春休み中の学校給食センターが休みを返上して調理を担当しているという事実もあります。

岡山市では、今、学校給食の民間委託の拡大が進もうとしています。そこで災害時の対応がとて心配されるところです。災害時に防災活動を推進するため、市の職員には配備態勢がしかれます。給食調理員も、直営であるなら当然の中に入ります。小・中学校の給食施設や給食センターでは、給食調理員が率先して働くことが予想されます。しかし、民間会社の社員にはその配備指令は及びません。学校給食の民間委託会社に災害時の緊急対応で炊き出しを要請できますか。そういう契約を結んでいますか、お伺いします。

次は、ごみ収集体制の改革に関連してです。

ごみは毎日の生活の中から常に出てくるものであり、市民の皆さんの関心は非常に高いものです。市長の評価は65点だったという粗大ごみの戸別収集有料化も、4月から始まりました。不法投棄もふえて、議員の皆様からもたくさん不法投棄に関する質問も出ております。そして、不法投棄対策も進んでおり、今はその対策の効果が待たれているところだと思っております。

さて、市内には約1万1,000のごみステーションがあるそうです。農業都市岡山の特色でしょうか、用水の上などに設置されたごみステーションをよく目にします。設置場所等の問題から、先日、三宅議員の、都市公園内へのごみステーション設置についての質問に前向きな御答弁もありました。1万1,000ものごみステーションについては、場所の確保に限らず維持管理面でも多くの課題があると思っております。市民の立場に立って十分検討し、不公平のないように配慮していただきたいと思っております。

また、東部クリーンセンターの稼働に合わせて、「環境事業局機構改革及び業務改善計画」が実施されようとしています。それに伴って、ごみの収集日が変わる地域がたくさんあります。また、東部クリーンセンターの稼働により燃やせるごみの種類がふえ、収集日も変わるという地域もあります。変わるということを市民の方々に御理解いただくのは簡単なことではありません。町内会長さんからは、混乱しないように十分説明してほしいということも言われております。

戸別収集有料化では65点という評価点でした。これから行うごみ収集のシステム変化についてはそれ以上の評価点にしていきたいと思っております。ホームページや「市民のひろば」への掲載は当然予定されていると思っております。今後の具体的な市民の方々への説明及び周知について御説明ください。

それと、一言つけ加えたいんですけども、小学校4年生は、この1学期にごみの勉強をしております。我が子もちょうど4年生でありまして、1学期にごみの授業参観がありました。燃えるごみ、燃やせないごみ、こういう種別を細かく授業でしていただきます。うちは東部の地域でして、この秋ぐらいいから燃やせるごみの種類がふえるということでありまして、教育長の方にもお願いしたいんですけども、そういうことも含めて学校の方でも、また市のこういう状況の変化を学校の方もきちんと受けとめて、子どもたちへの指導もきちんとしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次は、用水路についてお伺いいたします。パネルを示させていただきます。

用水路に関する市民の方々からの御相談は本当にたくさんあります。それは、市内至るところに用水路があるということから発生していると思うんですけども、一昨年の議会答弁で、用水路の安全さくについての窓口は経済局農林部という御答弁をいただいております。しかし、実際の用水路に関する市民の方々からの御相談は、ここにありますように、清掃の依頼、それと害虫の駆除・予防、悪臭、水質汚濁というふうにさまざまなんです。その対応が、清掃の依頼は農林部の農業施設課で、害虫の駆除・予防については保健福祉局の生活衛生課、そして悪臭、水質汚濁については環境局の環境保全部環境規制課になっているんですね。

先ほどの「あなたの窓口」ということで、市のホームページを開いて、検索の項がありますので

「用水路」で検索しますと、「おかやま彩時記 5月 用水路の清掃」ということで写真が出てくるだけで、どこに相談したらいいかというのは出てこないんです。

本当に用水路についての市民の方々からの御相談は多くて、このままでは市の対応が非常にわかりにくく、苦情のもとにもなりかねないと思っております。市民がたらい回しになるのを防ぐには、市の方が部内で連絡をとり、調整を図るのが一番よい方法ではないでしょうか。ぜひとも、用水路に関する窓口を一本化して第1次受け付けを一つの場所ですてほしいというふうに思います。ホームページも、「用水路」で引いたらその相談窓口が出てくるようにしてください。御所見をお伺いいたします。

次に、児童クラブについてお伺いいたします。

毎回、児童クラブは私のテーマとして取り上げております。もうずっと、昨年11月議会でも市長の所信表明に、「一生懸命仕事や子育てに頑張っておられる若い働き盛りの方々のニーズを、政策の立案から遂行に至るいろんな場面において十分に反映していくことにより、バランスのとれた市民サービスを提供する」というくだりもありました。当然、その中には児童クラブの充実も大きな位置を占めていることと思っております。成本議員からの質問もありましたが、保育園の待機児の解消ももちろ

ん重要です。その上に、保育園を卒園した子どもたちの福祉の充実も図る必要があると思っていますところでは。

6月16日の山陽新聞に、全国学童保育連絡協議会がまとめた初めての指導員調査の記事が載っていました。それによりますと、不安定な雇用や低賃金ではありますが、指導員の8割の方は「今後も指導員を続けたい」ということで、熱意を持って指導員をされている方々が多いということがわかりました。その働き続けるための要望として、雇用や賃金を挙げた方と同じくらいの方が「自治体がもっと学童保育の施策を充実させる」ということを挙げております。私は今回も、一日も早くすべての市民の皆さんが児童クラブを利用することができるよう願って、質問したいと思います。

まず、児童クラブの情報提供についてです。昨年11月議会で、児童クラブの情報提供について質問しました。市長からは、遅くとも4月までにできるという大変前向きな御答弁をもらいました。期待を持って見守っておりましたが、現在のホームページに掲載されている児童クラブの情報内容に変化はありません。岡山市児童クラブ設置一覧表には、クラブの名前と所在地と電話番号が載っているだけなんです。児童クラブの開設時間や利用料金、利用人数等の情報はすぐに調査して、市がホームページに載せるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみに、保育園の方の登録保育施設は、この制度の拡充が図られるとすぐに開設時間や利用料金までホームページの方に載っております。

もう一つ、「各クラブが自主的に情報を書き込んでいただけるように用意しました」という掲示板なんですけれども、これは5月30日に各運営委員長に案内を出したところだそうなんです。その後、たびたびホームページを見ているんですけども、いまだに情報提供は一件もありません。時期的なこともあるかとは思いますが、児童クラブにはパソコンが配備されていないんですよね。

それで、これからは教育長にお伺いしたいんですけども、せめて学校のパソコンを使わせてもらうことはできないでしょうか。萩原市長にかわってから、原則として児童クラブは学校の余裕教室を使うということになりまして、その設置も非常に進みました。教育委員会の配慮をお願いしたいところなんです。それで、教育委員会として、この児童クラブの設置について、各学校長にどのようにお話しされているのでしょうか。また、児童クラブにできるだけの便宜を図っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。パソコンの利用のことも含めて、お答えいただきたいというふうに思います。

もう一つ、児童クラブについてですが、岡山市児童クラブ設置補助要綱というのに基づいて児童クラブは運営されております。この補助要綱は1995年4月1日に施行されています。その後、1997年6月に児童福祉法が改正されて、放課後児童健全育成事業が法律に明記され、1998年4月1日から施行になっております。ことし5月現在、市内84小学校に50の児童クラブがありまして、約6割の設置率となっています。昨年11月議会で保健福祉局長答弁でも、「当面の目標としては二つの高い地域を中心に計画的な設置の推進に努めてまいりたい」となっているわけです。

そこで計画的な設置をどのように進めるのが問題なわけです。現実に目を転じますと、市内の子どもたちはさまざまな場所で放課後を過ごしていることがわかります。

一つは、もちろん公設民営の岡山市の児童クラブです。でも、そこに入れなくても子どもたちがいるわけです。そういう子どもたちは保育園がやっている——形態はさまざまなんですけれども——児童クラブに行っていたり、家庭で一人で過ごしているわけです。そこで児童クラブの全市的な設置が早急に望まれていると思います。そのためには、岡山市児童クラブ設置補助要綱は1995年で、もう6年前のものなんですから、現実に合ったものに見直すことが要るのではないかなと思うところです。

例えば、設置基準の中の「小学校区域を単位にする」ということとか、「小学校1年から3年までのおおむね20人以上」という人数の問題が、市民のだれもが児童クラブを利用できるという目標を達成することの障害要因とならないかと思っています。

そこで岡山市児童クラブ設置補助要綱の見直しを提案したいと思います。御所見をお伺いします。次に、パブリックコメント制度についてお伺いします。

これは今議会で、どんどんやっていくというお話があるんですけども、あえて一言申し述べたいと思います。

前回の質問でも、行政評価、特に市民による外部評価の導入について質問しました。答弁は、市議会議員が市民の代表としてその役割を果たすべきだということでした。しかし、今よりもっと住民の意見が直接行政に反映されるような制度をつくる必要があるのではないかと思います。

そこで、パブリックコメントを今いろいろな部署がそれぞれやっているんですけども、それを全市的な制度として導入してはどうかということでお伺いします。

現在では、13の市や県で、要綱や指針を定めてパブリックコメントを制度化し、重要な条例の制定時には市民から意見を公募するよう定めています。横須賀市などでは、9月にパブリックコメント制度の条例案を議会に提出する予定になっているそうです。岡山市でも、男女共同参画に関する条例や政務調査費に関する条例などは、意見募集を行っていることは皆様御案内のとおりです。しかし、それらはそれぞれ担当が個別に行ったものです。どんな重要な政策の策定においても、市民の意見を募集しなければならないという取り決めはないのです。また、男女共同参画推進条例では、すべての意見と市の見解、そして意見をどう反映するかを公表しましたが、政務調査費に関する条例では寄せられた意見の公表すらありませんでした。取り決めがありませんから、案件によって対応がまちまちな状況です。

市民の市政参加へのとりあえずの第一歩として、条例などの全市的な取り決めによるパブリックコメント制度の確立はぜひ行うべきだと思います。

パブリックコメント制度への批判としてよく言われているのは、制度がほとんど利用されていない、意見が決定に反映されることがほとんどない、議会軽視であるということがあります。募集テーマにもよりますが、岡山市では男女共同参画推進条例では154件、政務調査費に関する条例での意見はたった4件でした。しかし、この制度は意見の多寡を競うものではありません。目指すのは、市民参加の道を確保することにより、行政の意思決定過程の透明性を向上して民主制を高めることです。市民参加の道が常に開かれていることの意味は大きいと思います。議会との関係に関しては、この制度の対象はあくまでも条例等の案であり、最終的な決定権は依然議会にあることから、議会における、より多くの民意の反映を促すものでもあります。

また、意見募集において重要なのは、寄せられた意見を公表し、それを政策決定にどう反映したのかをきちんと市民に示すことだと思います。この点で、男女共同参画推進条例では非常に丁寧に策定

過程を示していただきましたので、今後の基準になると思います。

パブリックコメントを実施するのは条例案に限ることはないと思います。岡山市でも「環境パートナーシップ事業」についての意見募集を行いました。今後つくられる課ごとの目標についても公表して、市民の意見を求めることを定めるべきと思います。

先日からは、「市政の中期的な指針の策定について」のパブリックコメントを実施しており、これに関しては14年夏の最終答申まで随時意見を募集すると聞いております。いまだに、私のところへは「操車場跡地のアクションスポーツパークっていつ決まったの、どうやって決定したの」といったお尋ねが寄せられます。中期的指針以外の案件でも、十分な素案の公開、意見募集期間——国や他の自治体では1カ月程度が多いようです——を設け、寄せられた意見にちゃんとこたえていけば、市民も市政に関心を持ち、また寄せられる意見もふえてくると思います。

そこでパブリックコメントの今後の取り組みについて、全庁的な制度も含めてどのようにお考えでしょうか、御所見をお伺いいたします。

次は、各課の目標づくりなんですけれども、これは今、各課の目標を作成中ということもありますし、今議会でも市長の方からもいろいろと御意見が出ておりますので、省きたいと思います。

ただ1点、注文しておきたいのは、その目標づくりの中にコストの視点を入れること、それと作成過程から市民に公表することをお望みしておきたいというふうに思います。

最後に、新産業ゾーン事業用地の旭川荘への無償貸与についてお伺いいたします。

地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定の趣旨は、市の財産の運用というような重要な事項は、議会が最終的に決すべきであるというものです。つまり、自治体の財産は大切なものだから、その運用に当たっては慎重に行うようにということだと思っております。

他都市の例ですが、岩国市では去年の4月の臨時議会で、7,110平方メートルの不動産を社会福祉法人に30年間無償で貸し付けることについて、先ほど述べました地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定に基づいて市議会の議決を求めました。無償貸与される土地に建設される計画であった特別養護老人ホームは、市民の関心も高かったということですが、特養設置者の計画や運営に疑問を持たれて、市有地の無償貸与は否決されたという事実があります。

亀井議員の質問に対して、保健福祉局長から、旭川荘は協働のまちづくり条例の特定非営利公益事業の申請中である。その申請が審査会を通り、指定されれば土地の無償貸し付けの契約の締結ということになるという趣旨の答弁がありました。今、岡山市が行おうとしている手法、「協働のまちづくり条例」を使うことは法的に問題はないのでしょうか。

今後、この旭川荘への土地の無償貸与、今後の事業計画等について議会の議決案件となることがありますか、質問いたします。

これで第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 227

◎市長(萩原誠司君) 御苦労さまでございます。

包括的に市民の声の聞き方ということでお答えしておきますけれども、ホームページの改善などは逐次やらせていただきますし、最近だんだんホームページを入り口としてとらえていただく方々がふえていますので、重要性が増してくると思います。実は、検索のところは内容をしっかり書けば必ず出てきます。今後、各課の目標設定とか、各課ごとにやるのがだんだん決まってくるので、それがきちっと書き込まれれば検索のときに出てくるようになります。先ほど話がありましたけれども、目標づくりなんかは確定をすれば、これも市民に公開しますので、それがだんだん書き込まれていってヒットが高くなるというふうに思っていますが、その前提ができていないものですから、もう少し議論が要すると思います。

もう一つ、いずれにしても、今、何かわからなかったときには市民局です。市民の声担当課長という者がいますので、何でもいいですからそこへ持っていっていただければ、後はさばきますという……、市民局長もそういうふうに言っています。この間、もう何でもやりますからと言っていました。だからホームページもいいんです。あるいは、いろいろ専門的にわかっている方は、まず担当のところへストレートに行きやあいんですけれども、やっぱりそういう方ばかりではないですね。そういう方はとにかく市民局、特に市民協働部の方へ行って、「どねえなんですか」というふうになれば大体片がつくように、市民の声室というのがあるわけですから、よろしく願います。

それから、そうじゃなくても、今、大体市民局方面に行くと、ほぼどこかにたどり着くという頭にしてありますので、ここのところをぜひお使いいただきたいと思うんです。そうすると、ややこしいことなく、ホームページもわからない人はいますから、やっぱりマン・マン・インターフェイス、人間と人間の話の中でだんだん片づく。傍聴の方、もし何かありましたらあそこの方が市民局長ですから、カメラさん、よう顔を映して、向かな——向いた向いた。よろしく願います。

実は、そういう改善が今回の機構改革の最大の論点の一つだったわけです。結局、役所は組織に分けざるを得ないんですけれども、総合的に市民の方々を対象としてやっていく組織があれば、そのところの組織を分けざるを得ないところが、横ぐしというんですか、それでカバーできる。そういうこともあって、市民局というのを今度つくったわけですから、そのところをぜひ御理解いただきたいと思っております。

それから、児童クラブの関係をちょっとお話しときたいんですが、大体私と下市さんの児童クラブに対する認識というのはほぼ一致しているんです。これは岡山市のためにも非常に重要な政策であって、保育園そして児童クラブに接続していくわけで、これは着任以来一生懸命、まずはないところにつくっていく努力をし、それからやり方として、学校との連携というものを深めない、どうしようもないんですね。

先ほどのコンピューターなんか典型的な例でして、おっしゃるとおりなんです。児童クラブ全部にコンピューター配備するということは、例えば、プレハブの中にあんなものを置いていいのとか、電話はどうなんだとか、いろんなややこしい話があるんで、そういうことも含めて、私はできた学校の中にも思ってた一生懸命お話をしているんです——教育委員会よろしく願います。しかし、いつも学校サイドからは、どちらかというネガティブというか、またそねんこと言よんかとか、空き教室があったでしょうと言うと、いや、空き教室はもうありませんと。つまり、いろんな目的の教室をたくさんつくっちゃって、何か学校は満杯ですということを言い詰めるというのが教育委員会の常でありまして、私も本当に弱っとなですけれども、ひとつよろしく願いを——無理は言い

ませんけれども、こういう気持ちがあることをぜひよろしくお伝えいただきたいと思います。

現場の方は現場の方で、本当に御苦労されておられるんですけれども、やっぱり子どもたちのことですから、なるべく学校資産が活かされるようにしていきたいなと、私も実は全く同じ気持ちで頑張っております。

それから、設置補助要綱については、設置補助要綱を見直して済むところと見直して済まないところがあるわけですね。国の基準があるところは、これはもう設置補助要綱を見直そうが見直すまいが全然関係ないわけですから、その限界はあります。したがって、今、私どもが考えていることは、岡山市の児童クラブ設置について、現行要綱の中でどこまでいけるかというのをまずしっかりやっつけていこう。そして、運用の仕方であるとかいろんなことを改善していこう。その中に、先ほどお尋ねがありましたけれども、ホームページのところ、これは確かにホームページは開設したし、掲示板もつくったんだけれども、なかなかそこに書き込みがないという現実を見て、やっぱりコンピューターの利用がしにくいという環境にあるということもわかっております。そこで、当局の方がよく考えにやいかんのかというようなことも検討しますけれども、いずれにしても、ホームページの充実ということもその一環としてやっているわけです。

こういったことでまだ新しい行政分野ですから、いろんな改善ができる分野で、いっぱいいっぱい改善があるんですね。そこんところを汗を出していつてみたいというふうに思っています。引き続きいろんなコメントをいただければと思います。御主人からもぜひそういうコメントをいただくように、お伝えをお願いしたいと思います。

それから、パブリックコメントの話ですけれども、まず全体に、岡山市は、恐らく全国の自治体の中でも実績的にはパブリックコメントの活用をたくさんしています。今のお尋ねの中にありましたけれども、活用をいろいろする中で、きちっと全部意見照会に対して答えることができた分野とか、あるいはそれができなかったとか、いろいろあるんです。私は今その状況を、反応を見ている感じなんです。やっぱり岡山市のことですから、岡山市の実態に合った制度化というのが将来必要ですから、それがしっかりしたものになるように、今、実際問題としてパブリックコメントというのを着実に実施しているかと思っています。

今思っていることは、やっぱり市民の方々の、例えば、この男女共同参画にしても、人権にかかわることは、当然ですけれども幅広くやらないかとか、あるいは議会の基本的な事項である政務調査費とか、さらには負担が求められることというのは、今後パブリックコメントに付していく必要が高いんじゃないかなというふうには私は思います。

一方で、事業者の関係の方々と、例えば、プロポーザルで決めるとかPF Iで決めていくという分野は、ちょっとそういうものには適さないのかなと。それは後で情報公開をきちっとしていくというふうの流れっていくのかなというふうなことを、今のところは思っています。今後、このパブリックコメントというのを実行していく中で、だんだんそのエリアというものが確定していく。実は国の方もこんな感じになっています。やってみてから決めていこうというふうになっています。

それから、事業用地の問題ですけれども、法律的な問題というのはこの協働のまちづくり条例を制定したことで、一応そっちの条例でやるというふうには、議会との合意の中で整理をされているということでありまして。お尋ねのあったどこの都市のケースは私も知らないわけじゃないんですけれども、恐らく同種の条例はないはずであります。こういう条例を整備することによって、その手続をしっかり持っていく。

若干問題なのは、過去にはそれがどうなっていたかといういろんなケースがあるんですね。過去に行われたことというのを何を使ったかわかりませんが、いろんな形で行われている。実は、この協働まちづくり条例を運用する中で、過去に起こっていた無償貸し付けについても、次第にある一定の水準に整理していく、そういう作業が必要じゃないかなというふうには思っております。

P. 228

◎総務局長（長尾榮二郎君） 身近な市民相談についての御質問で、ISOの取得、職場研修などについての御質問一括してお答えいたします。

職員の資質向上につきましては、平成11年4月に策定いたしました「人材育成ビジョン」においても、「情報公開と市民との協働のまちづくりの展開」をこれからのまちづくりのポイントとして挙げまして、そのためには職員が、市民との間で建設的なコミュニケーション能力を高めていくことが重要であり、明るくさわやかな接遇等の基礎的なマナーを身につけ、実践することを求めています。

研修のあり方については、職場研修が、日常的・継続的に実務を通して行うことから、人材育成の面では最も実効が上がる研修であると位置づけております。具体的な取り組みとしましては、昨年度からの継続事業といたしまして、6月を「職場研修推進強化月間」として、「接客マナーの向上」を共通テーマに、庁内全職場で職員の接遇改善に取り組んでいるところでございます。

また、ホームページ作成研修につきましても、パソコン研修のメニューの中に取り入れておりまして、今年度400人の職員の受講を予定しております。

さらに、ISO9001の取得につきましてはのお尋ねでございますが、市の業務が市民に対するサービス産業というお考えにつきましては、全く同感でありまして、市民の方々のお気持ちを受けとめる意識を職員全員が持たなければならぬことは、議員御指摘のとおりでございますので、今後とも実効の上がる研修に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、防災対策につきましてはの御質問にお答えいたします。

防災まちづくり学校につきましては、地域の防災におけるリーダー的役割を担って活動していただく方々の養成を目的といたしまして、平成8年度から毎年度実施しておるところでございます。受講修了者が地域において行う活動につきましては、既に自主防災団体が結成されている場合は、その団体の中で中心的な役割を担っていただき、組織の強化・発展に御尽力いただいております。また、自主防災団体が未結成の場合は、講座を受講された人工呼吸や心臓マッサージの技術及び災害に関する知識等を参考にいただき、自主防災団体の結成に向けて御尽力を賜りたいと考えております。

自主防災団体の活動を支援する制度といたしまして、自主防災団体に対して防災資機材の給付を行い、自主防災団体の育成強化を図っておるところでございます。

また、ソフトの面からの支援といたしまして、自主防災団体からの依頼によりまして、消火器や防災資機材の使用法の指導を消防局の協力を得て実施しておるところでございます。

以上でございます。



P. 229

◎環境局長（中山正汎君） ごみ収集体制の改革に関連しまして、ごみステーションの重要性の認識と、公平な配慮をすべきであるということと、このたびの業務改善計画の実施に伴います収集日の変更と分別変更の市民への説明及び周知はどのように進めているのかというお尋ねにつきまして、答弁させていただきます。

まず、議員御指摘のように、ごみステーションは町内会の方々が行う自主的なごみ集積施設として重要な認識をいたしております。この施設支援であります補助制度の運用は、議員御指摘のとおり、今後も公平に努めてまいりたいと考えております。

ごみのこのたびの業務改善、また東部クリーンセンターの稼働に合わせまして、ごみの分別方法や従来の収集日の変更になります。13年度中には岡山市全域におきまして、これらを徹底することになりますので、市民の方々への御協力をお願いすることになります。こうした分別方法や収集曜日の変更につきましては、昨日も御答弁申し上げましたとおり、まず西大寺地区から町内会の説明会に入らせていただいております。

今後も「市民のひろば おかやま」に記事を掲載することはもとより、変更をお願いする町内会につきましても、説明日程スケジュールを作成しており、このスケジュールに合わせ、順次町内会へチラシを持参し、まず町内会長さんに説明させていただくことにいたしております。また、町内会の方々にはチラシをお届けさせていただくとともに、町内会へ未加入のマンション、アパートの方々はマンションのオーナーさんや家主さんの方に御協力方を説明し、同様に、チラシ類を配布するなど、市民の皆様が混乱を招かないよう啓発の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 230

◎経済局長（和氣島美彦君） 用水路の清掃、ユスリ蚊等の駆除といった問題で相談窓口の一本化とホームページの窓口をということでございます。

用水路につきましては、さまざまな相談が議員御指摘のように市に寄せられております。内容によりまして、議員御指摘のとおり、関係課がそれぞれの役割分担で、相談者の氏名、連絡先を確認しながら対応いたしております。他課の事務である場合には、関係課と連絡調整をいたしまして、注意を払いながら対応しているところでございます。今後とも、関係課と連携を密にしながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

なお、ホームページにつきましては、市民にわかりやすい掲載を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 230

◎教育長（玉光源爾君） 安心・安全なまちづくりということで、学校の体育館の耐震診断についてのお尋ねでございます。

これは震度6を想定して診断したものでありますが、現在、小学校では51校、中学校では14校を行っておるわけで、その結果、大半の体育館が耐震性能診断基準の目標値であります構造耐震指標値を下回っておるわけでありまして、既に改修を行った体育館も数校ございますけれども、今後につきましては、構造耐震指標数値、体育館全体の老朽度、それから工事施工条件及び国庫補助基準等を総合的に勘案し、さらに経済性も考慮しながら改築あるいは耐震補強改修に取り組んでまいりたいと思っております。

それからもう一点は、防災対策ということで、給食施設についての2点のお尋ねでございます。岡山市防災計画では、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、または支障を生ずるおそれのある場合につきましては、一時的に罹災者等の食生活を保護するため、炊き出し等による食品を給与いたしますが、炊き出しの実施場所として小・中学校と給食センターが指定されておるわけです。民間委託になりましたら、引き続き変わることはございません。

また、炊き出しをする場合については、防災計画では町内会とか婦人会、それから日赤奉仕団等、各種団体及びボランティアの協力・応援により行うこととなっております。民間委託会社との契約には盛り込んでおりません。

それから、もう一点の児童クラブにつきましては、先ほど市長がお気持ちを述べられました。私も、子どもというのはかけがえのない子どもでありますから、その気持ちに変わりはありません。そういうことで、2点の御質問がございましたが、これも学校が十分考慮してくださると思っております。

以上です。

〔1番下市香乃美君登壇〕

P. 230

◆1番（下市香乃美君） 御答弁をいただきまして、再質問をさせていただきます。

まず最初に、ちょっと市長、「御主人」という言葉は主従関係をあらわしまして、我が家では「夫」、「妻」と言っております。これは男女平等の観点からも「夫」というふうに言っていた方がいいというふうに思いました。

児童クラブについては本当にありがとうございました。教育長も、どうぞよろしくお願いいたします。

時間がありませんので、端的に。

体育館の耐震改修についてです。

たくさん改修しなければならないところがあるんですね。終了年度を決めて、目的意識を持ってやるべきだと思うんですが、終了年度についてお答えください。答えられなかったら次回に回したいと思っております。

それと、学校給食です。

災害時に、給食調理員がそこに行って調理をするということにはなっていないわけですが、現実的に直営調理員がいなくなるということは、緊急配備をし職員がいなくなるわけです。人的には減ります。これはそういう災害時の市民サービスが低下するということになると思います。今、契約には入っていないということでしたが、今後の契約についてはどういうふう考えられているのか、お伺いします。

用水路のことなんですけれども、最初に市長の方から市民局で何でも受けるというお話がありましたので、今後はそういうふうに市民の皆さんに言っていきまして、その結果また質問をしていきたいというふうに思います。（「さくは町内会長に……」と呼ぶ者あり）

それと、最後に新産業ゾーンの、旭川荘への土地の無償貸与についてなんですけど、ここで土地を買うという予算が提案されており、その後、無償貸し付けの契約になるということなんですけれども、今のところ旭川荘の事業としては、まだ明確なものではないというふうに思っていますね。旭川荘が行う事業について私たち市議会議員、また市民の意見が通っていくのか、議会のチェックは今後どの程度できるようになるのかということでもとても心配しております。

そこでちょっと見ていただきたいんですが、条例については皆さんよく御存じだと思いますけれども……、これは、施行規則をちょっと図に書いてみたんです。そうしますと、審査会の委員は市長が指名いたしますし、いろいろと市長の権限が強いなあという感じがしています。そのこともお含みいただきまして、議員の皆様にはこの予算案について慎重な審議が必要なのではないかというふうに思っているところです。

以上で再質問を終わります。

ありがとうございました。

P. 231

◎市長（萩原誠司君） どの辺が質問かという、必ずしもはっきりしないところもあるんですが……、余談ですけども、この間、朝日新聞に載ってまして、「御主人」というのは自分でおっしゃるときには共同参画に反するんだけれども、人の御主人をいうときには、それは社会通念上尊敬語なのでいいんだと。私が夫に聞きなさいとここで言うと、逆に評判が悪くなるというふうに一般には言われていますので、それは御存じだと思いますけれども……（発言する者あり）ですがな。

それから、市民局はわからないときの対応窓口と教えてください。もしわかっているときに、わざわざそっちへ行く必要はないんで、教育委員会だとわかっているときにわざわざ市民局へ行くというの、これは面倒くさいですから、これはどこかなというときに市民局ということだし、先ほど議場でもありましたけれども、例えば、町内会長さんや連合町内会長さんたちは非常によく御存じですから、そういったところに御相談されるということも、当然ですけども非常に地域の自治ということで重要なポイントであろうかと思えます。

それから、協働のまちづくり条例については、いずれにしてもこれが条例化されて、こういう手続の中できちっと情報をオープンにして議決がされます。恐らく恣意的な任命というのは、もう任命されている人たちを使うわけですから、御心配があるかもしれませんが、それは一つの御意見としては聞きますが、当局としては非常に公明正大にやらにやあいかんし、さらに言うと、もう少し御理解いただきたいのが、過去にあったことで、これも一緒にきれいにせにあいかんです。わかります。いろんな無償貸し付けがもう起こっているんです。そのこともだんだん整理をしていこうという、私はそこにぜひとも御賛同をいただく必要があると思うんです。

この件はこの中で重要性がありますけれども、市の問題というのは全部考えにやいかん。こういう一定の形の中で、公明な審査をやっていく。そのことによって、次第に市民の方々が理解できる無償貸付制度というものがようやくできるということなんです。今までがやや恣意的であった、その辺もおわかりじゃないかと思うんです。よろしくお願いします。

P. 231

◎教育長（玉光源爾君） 今、体育館の耐震の補強改修についての最終年度を示せということなんですけれども、これは非常に難しい問題でありまして、現在鉄筋化しておるものの耐用年数がどんどん迫ってくることによって、これから改修をやっていくことが非常に大事になってくるわけです。体育館についても、今言われておりますように、最終年度というのはちょっと示しにくいんですけども、改築とか、それから耐震補強改修については、これは努めてまいりたいということで、ひとつ御理解いただきたいと思えます。（「もう一個、民間委託の契約」、「答弁が漏れておる」と呼ぶ者あり）

どうも失礼いたしました。

そのことについては、先ほど申しましたように、これは契約とかなんとかということではなくて、施設は使えますし、そのことには特にかかわりがないと思っております。

〔1番下市香乃美君登壇〕

P. 232

◆1番（下市香乃美君） 御答弁ありがとうございました。皆さんありがとうございました。安全・安心なまちづくりを目指して、今後とも市民の皆さんの目線で頑張っていきます。ほかのことについては、また次の議会でやりますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。（拍手）